

★このニュースレターはみなさまに「せのお事務所」のことを身近に感じていただきたいと願い発行しています。

# 法務ページ

2024.6  
Vol.194

メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信。登録はHPで

せのお社会保険労務士・行政書士事務所



(発行・差出人)  
せのお社会保険労務士・行政書士事務所  
代表 妹尾 悟  
(返還先)  
岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016  
TEL (0866) 63-3213 FAX (0866) 63-3214  
●HPは「せのじむ」で検索してね♪

はじめの時期ですが、  
恵みの雨の時期でも  
あるんですね



徒然なるままに Vol.142

## 田舎のアベンジャーズ



皆さん、こんにちは。

見た目は変わっていないと言われますが、本人としてはズボンのウェストが少し緩く感じる社労士の妹尾です。(^^)

ところで先日、すれ違った相手の車が脱輪してしまいました。家を出て、50メートルほどのことでした。もう少し端に寄ればよかったと後悔しました。脱輪の状態から絶対に自力で上がることは難しいし、ましてや人の力で持ち上げることも無理です。そうこうしていると、知り合いの人が家から出てきて、脱輪した車を溝から引き上げる準備が始まりました。気がつくとも若男女総勢10名ぐらいになっていて、30分後、見事、脱輪した車を引き上げることに成功しました。

「アベンジャーズ」というスーパーヒーローが結集し、活躍する映画がありますが、さながらアベンジャーズのように集まってくださった人たちがカッコよく見えました。(妹尾 悟)

## 知っ得！ 人事労務トピックス



### ●年度更新で気をつけたい間違い

年度更新とは、毎年必要とされる手続きで、事業主が従業員を雇用している場合に、労働保険(労災保険と雇用保険)の保険料を適切に計算し、申告および納付することが求められます。年度更新においてよくある間違いと次のようなものがあります。

#### ●集計期間の間違い

単純ミスであり得ることでありますが、前年度の集計終わりと本年度の集計始まりが重なっていませんか。

#### ●雇用保険料の取得・喪失漏れ

年度の途中で雇用保険を取得した従業員、逆に喪失した従業員の給与の算定については気をつけたいものです。

#### ●高校生、アルバイトも申告の対象

よくある思い込みですが、高校生だから労働保険料の算定に含めなくてよいは間違いです。補足ですが、年次有給休暇は高校生に付与しなくてよい、も間違いです。

※年度更新の情報については、当事務所HPでも随時、お知らせします

## 定額減税



こんにちは、スタッフの筒井です。

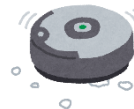
毎年、6月は、年度更新であたふたする月ですが、今年はそれに加えて定額減税という今年のみ行うデフレからの完全脱却のために一時的な措置を始めたい月となっています。

定額減税は、簡単に言うと、所得税と住民税を減税することなのですが、人によってそれぞれ減税する額が違ってきますので、結構大変です。それに関わる言語も、居住者・収入と所得の違い・同一生計配偶者・扶養親族・月次減税事務・年次減税事務・非課税世帯等々正しく理解して進めていけるよう努力したいと思っていますし、かなり勉強になります。

とにかく、6月から定額減税は、始まります。

(筒井 浩美)

## ルンバくん



こんにちは、スタッフの川合です。

我が家にはお掃除ロボットのルンバがいます。

ルンバは毎朝一時間もかけてお掃除をしてくれています。私は「ルンバくん」と名付けていて可愛がっていますが、息子はルンバくんのことが大嫌いです。少しでもルンバくんから音が鳴ると泣き叫んでしがみついています。

そんな我が家のルンバくんは先日壊れてしまい、修理の相談をしに家電量販店にみんなで行きました。大量のルンバがいることに息子は気付いていなかったのに「ルンバくんの実家にきたよ」と伝えたら泣き崩れていました。ルンバくん壊れたから修理にだすね。ちょっとの間バイバイだね。と言ったら「バイバイ！」と嬉しそうに手を振る息子がいました。分かりやすい子だな。と感じました。(川合千愛輝)